

市民活動推進センター利用者協議会規約

(目的)

第1条 この規約は、とちぎ市民活動推進センター（以下「くらら」という。）の円滑な運営を行うために、利用者団体の組織化を図り、利用者自らが利用のルール作りを行う体制作りを推進することを目的とする。

(名称)

第2条 利用者団体の組織の名称は、市民活動推進センター利用者協議会（以下「協議会」という。）とする。

(会員)

第3条 協議会は、くららに登録する全ての個人・団体（以下「登録団体」という。）をもって構成する。

(協議会の役割)

第4条 協議会の果たす役割は、次のとおりとする。

- (1) くららの利用方法について協議し、利用のルールを作る。
- (2) くららの運営や行事についての提言をする。
- (3) 登録団体の親睦や連携を図るための企画を検討する。
- (4) その他、くららの運営に協力し、各種事業の実施に協力する。

(会議)

第5条 協議会に全体会議と役員会を置く。

(全体会議)

第6条 全体会議は、登録団体の意見を集約し、第4条に掲げる役割を果たすための協議会の意思を決定する場とする。

2 全体会議は、年1回定例会議を開く。

3 全体会議は、会員及び事務局が必要と認める場合は、役員会で協議の上臨時に開催することができる。

4 全体会議の成立要件及び議決要件は別に定める。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名

2 会長、副会長、幹事の総数は、15名以内とする。

(役員の選出)

第8条 役員は、登録団体から会員の互選により選出する。

2 役員の任期は1期2年とする。再任は妨げないが、その場合においても

2期4年までとする。

(役員会)

第9条 役員により役員会を開催する。

2 役員会は、原則として2か月に1回定例的に開催するものとし、会長が必要と認めた場合には臨時に開催できるものとする。

3 役員会は、第4条に掲げる役割を推進するための協議の場とし、あわせて全体会議で協議する内容の素案を作成する場とする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務は、役員の協力を得て、くら上で行う。

(委任)

第11条 この規約に定めのない事項は、役員会でその都度協議の上決定していくものとする。

附 則

1 この規約は、制定の日から施行する。

2 規約第8条の規定にかかわらず、設立当初の役員の任期は、平成19年3月31日までとする。

利用者協議会の議決方法について

利用者協議会規約第6条第4項の規定による、全体会議の議決方法は次のとおりとする。

○全体会議は、書面等を含め会員の過半数の出席で成立し、議決事項は出席者の1／2以上の賛成をもって可決する。

役員会の議決方法は次のとおりとする。

○役員会は、書面等を含め役員の2／3の出席で成立し、全会一致を旨とし、十分な意見交換を行う。議決事項については、出席者の2／3以上の賛成をもって可決する。